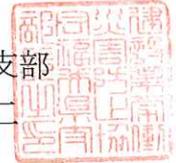




建災防福井収第53号  
令和5年10月16日

建設業労働災害防止協会福井県支部  
各分会長 殿

建設業労働災害防止協会福井県支部  
支部長 高崎 俊二



死亡災害多発に伴う緊急対策の実施について（要請）

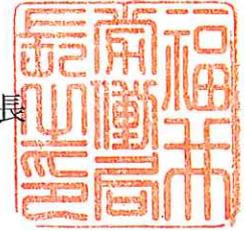
平素より、当支部の業務運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ところで、今般、令和5年10月11日付け福井労発基1011第1号により福井労働局長から別添のとおり、職場での死亡災害撲滅に向けた取組みを行うよう緊急要請通知があったところです。

つきましては、貴分会傘下の事業場に対して本件の内容について周知方御配慮をお願いいたします。

建設業労働災害防止協会 福井県支部長 殿

福井労働局長



死亡災害多発に伴う緊急対策の実施について（要請）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井県内における労働災害による死亡者数は関係各位の御尽力により着実に減少してきましたが、本年 1 月から 9 月までの間に 10 人の尊い命が失われたことにより、既に昨年 1 年間の死亡者数 10 人に並び、仮に、このままの傾向で推移した場合には 3 年連続の増加となるものです。

このため、当局においては、死亡労働災害の発生に歯止めをかけるため、県内において、これ以上、死亡労働災害を発生させないこと等を呼びかけるポスター（別添 1 参照）を作成し、当ポスターの各職場の全ての管理者・労働者の目の付きやすい箇所への掲示とともに、同ポスターに掲載した QR コードのリンク先に掲載した県内の死亡災害の現状（別添 2 参照）を周知し、仕事で労働者を失わないようにするための 3 つのアプローチ（別添 3 参照）について、あらゆる機会を通じて取組を求めていくことといたしました。

つきましては、貴殿におかれましても、会員事業場等における死亡労働災害を防止するために、下記により御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、貴殿に御協力いただいた内容を把握させていただき、今後の効果的な行政運営の展開に向け活用させていただきたいと存じますので、別添 4 の様式により、令和 6 年 1 月 12 日（金）までに、当局健康安全課あて御報告いただきますよう、併せてお願いいたします。

記

1 取組期間 令和 5 年 10 月 11 日～同 12 月末

2 取組内容

- (1) ポスター「これ以上 仕事で 死なせない!」、又は福井労働局ホームページ等から当該ポスターをダウンロード・印刷したもの（以下「ポスター等」）の会員事業場における多くの管理者・労働者の目に付き易い箇所への掲示
- (2) ポスター等の広報誌、ホームページへの掲載
- (3) 上記以外で、会員事業場等における仕事で労働者を失わないようにするための 3 つアプローチを推進するほか死亡労働災害の防止に向けた独自の取組



R5年 死亡労働災害

9月末で  
**10人**

(前年同期比 +2人)

これ以上

仕事で

**死なせない!**

(詳しくはコチラ ↓)



**福井労働局**

**福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署**

# R5年 福井県内で死亡災害が多発しています！

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

本年度は、第14次福井労働局労働災害防止推進計画（R5年4月1日～R10年3月1日）（以下「福井労働局14次防」といいます。）のスタートの年です。

この福井労働局14次防では、計画期間中に、事業者、労働者等の関係者、労働局・労働基準監督署が各種の取組を進めることにより、

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下（※1）とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年（925人）と比較して、2027年の死傷者数を減少させる（※2）。

ことを目指しています。

- ※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数（14次防期間中：9+8+7+6+5=35人）
- ※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数で比較。

[福井労働局14次防の概要等はコチラ（リンク）](#)

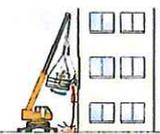
この福井労働局14次防に基づき、令和5年は、死亡災害を、少なくとも**9人以下**に抑えなければならないところを、本年9月末時点で、**すでに10人の方がお亡くなりになられています。**

**2月** ダンプカーを運転して国道を走行中、道路わきのスノーシェッドと雪山に激突した。



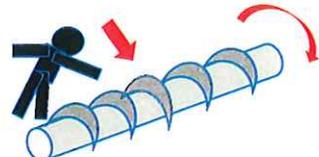
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**2月** 客先において、梱包された大型荷物を建屋内2階（当該2階は1階、中2階、2階とある建屋の2階部分にあたる）にクレーンで搬入する作業中、荷物を建物内に搬入したのち、空箱を2階窓から地上に下ろす際、被災者が2階窓から墜落した。



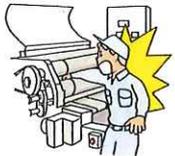
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**2月** 機械の調整作業（推定）のため稼働中のサイロ内に被災者が立ち入り、サイロのスクリーンコンベヤーに身体の一部が巻き込まれた。



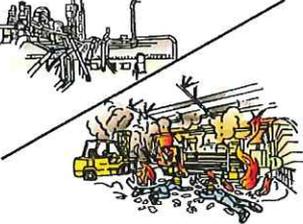
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**4月** 熱処理・表面処理ラインにおける製品検査において、ロールの点検のため、インターロックのある扉内側へ、機械を停止させないまま入り、当該ロールと製品との間に右手を巻き込まれた。



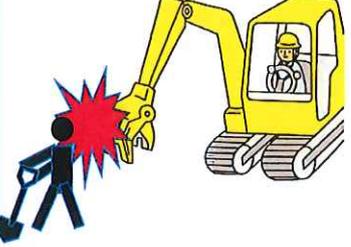
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**5月** 工場内において、木材チップを破砕し乾燥する工程で、爆発・火災が発生して、作業場にいた労働者1名が死亡し、同工場内の労働者4名が負傷した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**7月** 重機とスコップで作業する作業員が近くで作業をしていたが、重機が急旋回してしまい、重機の爪がスコップで作業をする作業員の頭部を強打した。



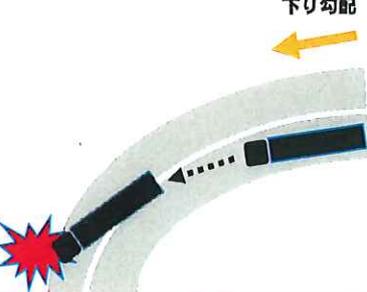
イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**8月** ドラグショベルを運転し、豪雨災害によって林道上に流出した土砂の除去作業を行っていたところ、林道の路肩からドラグショベルごと転落した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 荷を積んで市道を走行していた大型トレーラーが、下り勾配の左カーブにさしかかったところで対向車線にはみ出し、横転し、道路わきの駐車場の無人車両（およそ10台）を押しつぶした。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 貨物自動車（4トントラック、空荷）で、荷主事業場に向かい県道を走行中、緩いカーブで中央線を越え、対向車線を走行中の路線バスと正面衝突し、貨物自動車運転手が死亡した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

**9月** 溶接作業を行っていた倉庫内で火災が発生し、倉庫内で別の作業を行っていた労働者1名が被災した。



イラスト：職場のあんぜんサイトより引用

# 仕事で労働者を失わないようにするための 3つのアプローチ

— ただちに、以下の3点に取り組んでください！ —

福井労働局

福井・武生・敦賀・大野 労働基準監督署

## ☑ アプローチ 1

### 労働者を大事にする会社であり、仕事で死なせないことを表明し発信する。

- ① 労働者の安全と健康の確保対策に積極的に取り組む会社は、社会的にも評価され、人材確保の面でもプラスになるなど、経営面からも重要性が増してきているとされています。
- ② こういった社会情勢も踏まえ、事業場トップが安全衛生に積極的に関わることで、「事業者の責務」を全うする意思を示していくことが肝要です。
- ③ 事業場トップの姿勢が事業場の安全衛生水準を決定すると言っても過言ではありません。

## ☑ アプローチ 2

### 労働災害の現状を把握し、我がこととしてとらえる。

自社で起こった事故を繰り返してはならないのはもちろんのこと、世間で起こった事故を、自社でも起こりうるものとして捉えてください。

## ☑ アプローチ 3

### 作業にひそんでいる危険はないか、今一度、点検・確認を。

- ① 死亡労働災害が発生した事業場の方からは、「長年、同じように作業を繰り返してきたが、このような事故が起こるのは初めてだ・・・。」という言葉をよく耳にします。  
多くの場合、それまでの間、たまたま事故が発生しなかっただけのことです。
- ② 事務作業しかない事業場であっても危険が存在しないわけではありません。
- ③ 事業場ごとに危険の種類は、まちまちです。  
自分たちの作業には、危険がひそんでいないのか、今一度、点検・確認してください。
- ④ 見つかった危険に対しては、先手を打って安全を確保してください。
- ⑤ 一定の安全のための措置をとっていても、何らかの理由により、その措置が機能せず、または、乗り越え、無効な状態にされるなどして災害は起こっています。  
安全のための措置をとる際には、現場の声を尊重し、より作業の実情に応じたものとするのが重要です。

## 「死亡災害多発に伴う緊急対策の実施について（要請）」に対する取組状況

（報告締切：令和6年1月12日）

団体等名称 \_\_\_\_\_

| 要 請 項 目   | 実施日 |   | 取 組 内 容 |
|---|-----|---|---------|
|   | 月   | 日 |         |
| (1) ポスター等の会員事業場における多くの管理者・労働者の目に付きやすい箇所への掲示<br><br>(注) 取組の対象とした事業場数（概数）を記載してください。 |     |   |         |
| (2) ポスター等の広報誌、ホームページへの掲載<br><br>(注) 広報誌の配付数（概数）を記載してください。                         |     |   |         |
| (3) 上記以外で、会員事業場等における仕事で労働者を失わないようにするための3つアプローチを推進するほか死亡労働災害の防止に向けた独自の取組           |     |   |         |